



Title	女性参政権運動の政治史：初期議会から「憲政の常道」まで、1890～1925 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	山中, 仁吉
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15703号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/92000">http://hdl.handle.net/2115/92000</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Jinkichi_Yamanaka_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

# 学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称： 博士（法学）

氏名 山中 仁吉

## 学位論文題名

女性参政権運動の政治史—初期議会から「憲政の常道」まで、1890～1925—

本論文の目的は、権威主義的だった大日本帝国憲法を基礎として成立した政治体制が女性を政治から排除する構造を有していたことに注目し、その体制において一定の民主化によって政党内閣が誕生するなかで、女性参政権運動がいかに展開したのかを明らかにすることである。

先行研究における課題として以下の3つを指摘した。

第一に、女性参政権運動についての統一的な理解の不在である。女性団体や運動家個人に注目した従来の諸研究は、国家と個人の対抗関係を判断基準として置き、国家との妥協を悪とみる図式が顕著だった。それゆえ女性参政権運動は、国家へ挑戦し権利を求めた活動が「女性解放運動」として高く評価される一方で、戦時期における国家と提携や戦争への協力について負の評価が下されるという、分裂したイメージで捉えられた。

第二に、「統一戦線」を形成できたのか否かが、女性参政権運動の成否とされたことである。自由主義者／中産階級と社会主義者／無産階級との間で提携を結ぶことができなかったことが、近年でも女性参政権運動の失敗の原因とされている。対立すると想定された2つの潮流の存在のみを強調することは、どちらかに失敗の責任を負わせるという結論を容易に導き得る。

第三に、女性参政権に関わる政府側と運動側の相互関係が明らかでないことである。運動家や団体の研究が積み重ねられてきた一方で、浜口内閣を事例に政府側の意図も明らかにされてきた。しかし、政府と運動という主体がそれぞれ静的に分析されてきたために、両者の相互作用が必ずしも明確ではない。

以上の課題を克服するために、女性参政権運動の論理と戦略という新たな視角を設定した。

本論文の構成と概要は、以下の通りである。

序章では、先行研究における問題を指摘し、その克服のための新たな視角として女性参政権運動の論理と戦略を設定した。第1章では、明治維新以来政府に伏在していた反女性参政権論が、女性の政治活動の盛り上がり直前に直面して、警察による取締という局面でそれが次第に顕在化していき、帝国議会開設に伴う法整備によって公式の制度に規定される様子を記述する。第2章では、男性の影響下で結成された女性キリスト者の団体である矯風会が、男性からの協力を得つつもそれに制約されながら、社会活動を展開していくなかで、女性の政治への関わり方を模索し、その実現のために男性政治家に働きかける様子を記述し、矯風会の試みが男性優位の構造のなかで挫折したことを確認する。第3章では、男性が女性参政権問題を担っていた構造を覆し多くの女性の論客の登場をもたらした平塚らいてうが、与謝野晶子や山川菊栄という多様な思想・運動潮流を代表する人物との論争のなかで女性参政権の必要性を認めていき、第一次世界大戦を契機に日本において噴出した女性労働問題を目の当たりにしたことで、女性運動に駆り立てられる様子を記述する。第4章では、平塚らいてう、市川房枝、奥むめおが創設した新婦人協会が、治安警察法改正の対議会運動を進めながら、政治状況に対応してその論理や戦略を選び取っていく過程を記述する。第5章では、幹部層の入れ替わりで動揺する新婦人協会が、政治状況や外部環境の変

化のなかで対議会運動の戦略を転換し生まれ変わりをはかりながらも、さらなる環境変化に直面したことで女性参政権運動の再出発が求められるを記述する。以上の分析をふまえて、終章では、論理と戦略の面から女性参政権運動の流れを確認し、それを「憲政の常道」に位置づける。